

議案第 84 号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 29 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

マイナンバーカードの普及促進のため、令和 4 年 12 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日まで、コンビニエンスストア等の多機能端末機を使用する交付手数料を引き下げるため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

（多機能端末機を使用する場合の特例）

- 4 令和4年12月26日から令和5年3月31日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該通信端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を使用する交付にあつては、第2条の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる手数料については、1件につき、それぞれ同表右欄に掲げる金額とする。

納税に関する証明手数料（1年度1枚をもって1件とする。）	150円
住民票の謄本又は抄本の写しの交付手数料（1世帯を1件とする。）	
印鑑登録証明書の交付手数料	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。